連載 はい6民です

Question 256

個人再生手続において、どのような事件で個人再生委員が選任されているのか、再生債務者代理人として、 個人再生事件を申し立てる際の留意点等について改めて教えてください。

Answer 256

1 はじめに

個人再生手続においては、利害関係人の申立て又は職権で、個人再生委員が選任されることがあるところ (法223 I)、個人再生委員とは、再生債務者の財産及び収入の状況の調査、再生債権の評価に関する裁判 所の補助、再生債務者が適正な再生計画案を作成するための勧告をすることを職務とする補助機関です(法 223 II)。 裁判所がどのような事件につき個人再生委員を選任するかは全国の裁判所ごとに様々な運用が されていますが、当部においては、全件につき個人再生委員を選任する方式を採らず、事件ごとに選任の必 要性を判断しています。個人再生委員を選任するかどうかの判断基準(選任の理由)は、別表のとおりです が、最近、別表Cの理由により個人再生委員を付すか、又は付すことを検討せざるを得ない事案が増えてい るところです[1]。これまで当部としても、「はい6民です お答えします」において「個人再生事件の良 い申立て・悪い申立て」と題する記事を掲載するなど [2] 、個人再生事件を申し立てる際の留意点を指摘し てきましたが、上記のような事案を分析すると、単なるケアレス・ミスや知識不足というよりも、再生手続 のDIP型手続そのものの意義や、再生債務者代理人に求められる基本的姿勢や役割の理解に不十分な点があ るように見受けられると同時に、裁判所側の事情としても、当部における個人再生手続の審査の実態を広く 周知しておらず、それが余り知られていない実態があるようであり、申立時集中審査方式を採る当部の審査 の実態を広く紹介して周知した方が良いのではないかと思われたことから、本稿では、個人再生手続の特色 や当部の審査の実態等につき説明しつつ、再生債務者代理人として個人再生事件を申し立てる際の留意点を 改めて指摘したいと思います。

2 個人再生手続の特色

個人再生手続には、次のような特色があります。

(1) 相当難解な手続であること

個人再生手続は、個人(自然人)を対象とする再生手続であり、通常の民事再生手続(以下「通常再生手続」といいます。)と比較すれば相当簡略化された手続となっています。とはいえ、飽くまで通常再生手続の特則であることから、個人再生手続を正しく理解するためには、通常再生手続を含む民事再生法全般及び破産法の理解が不可欠となります。 また、条文を参照しようとしても、多数の読み替え規定や除外規定の存在(例えば、法232 VI及び238)、あるいは一読了解困難な条文の存在(例えば、法231 II [3])ゆえに、条文を引いても容易に全体像を把握することができず、このことが個人再生手続の理解をより一層困難

^[1] とはいえ、別表Cのみの理由により個人再生委員が付される事案はほとんどなく、多くは別表Aや別表D-fなどとの複合的理由により個人再生委員が付されています。

^[2] 月刊大阪弁護士会「連載 はい6民ですお答えします」Vol.240-1、2

^[3] 同条がいう個人再生手続の利用要件及び最低弁済額につき、条文構造を踏まえ丁寧に解説するものとして、「はい6民です お答えします 倒産 実務Q&A」Q127

にしています。 さらに、ペアローン型に代表される新しい形態の住宅ローンに係る住宅資金貸付条項の利用の可否の検討にみられるように、形式的な法文解釈では足りず、制度趣旨や関係者の利害関係を十分斟酌した上で実質的考察をして解決すべき問題もある上、再生債務者代理人に必要なスキルとしても、住宅資金特別条項を定める場合における金融機関との協議(再生規則101)や、リース契約に関する弁済協定(別除権協定)の締結 [4] など、個人再生事件を申し立てる上

わがはい

吾輩は猫である。

わがはい

吾輩は猫である。名前はまだ無い。

けんとう

^[4] 最近では、太陽光発電など住宅の付帯設備に関するリース契約につき弁済協定(別除権協定)を締結せざるを得ない事案も増えています。なお、このとき時価を大幅に上回る価格で協定を締結することは公平誠実義務の観点から問題であり、相当低額になることもある時価での協定締結のためには相応の交渉力が必要になろうかと思われます。